

★早期に就職すると！こんなに違います！★

例えば

必見！

Aさん、Bさん、Cさんの3人がいます。
この3人は、次のとおり同じ条件です。

- 同じ会社で勤務し、平成31年1月31日に自己都合で退職
- 2月5日に雇用保険の手続きに来所
- 支給開始は、3カ月の給付制限のあと、5月12日から始まります
- 基本手当4000円、給付日数90日
- 再就職先の会社の待遇（給与15万円など）

※ただひとつ違っていたのは
再就職した時期（就職日） だけでした。

・・・この3人の令和1年9月末での収入額を比較すると・・・

	再就職日	基本手当	再就職手当	給与	賞与	合計収入額
Aさん	4月1日	0円	252,000円	900,000円 (150,000円×6か月)	100,000円	1,252,000円
Bさん	7月1日	200,000円 (4,000円×50日)	96,000円	450,000円 (150,000円×3か月)	0円	746,000円
Cさん	9月1日	360,000円 (4,000円×90日)	0円	150,000円 (150,000円×1か月)	0円	510,000円



ハローワーク尼崎所では、みなさまの一日も早い再就職のために、様々な支援を行っておりますので、ぜひ窓口をご利用ください。
また、ご質問・ご要望などがございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

なお、雇用保険の給付の詳細につきましては、当所雇用保険給付課までお問い合わせください。

ハローワーク尼崎